

の推進に役立てるため、食育に関する内容を含め家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ保護者に配付し、その活用を図る。

#### (妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図る。具体的には、平成18年2月に作成・公表した「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進めるとともに、妊産婦の健康課題やその対策について明確にするための調査研究を行う。

また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた食育を推進することを目的として平成16年2月に作成・公表した「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の普及啓発を進めるとともに、母乳育児の推進等を盛り込んだ授乳・離乳の支援ガイドを作成・配布するなどし、親子の心のきずなを深めることにもつながるよう、保健医療機関等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図る。

#### (栄養教諭を中核とした取組)

子どもに望ましい食習慣等を身に付けさせるためには学校、家庭、地域社会の連携が重要であり、学校と家庭や地域社会との連携の要である栄養教諭による積極的な取組が望まれる。このため、各地域の栄養教諭を中核として、学校、家庭、さらには地域住民や保育所、PTA、生産者団体、栄養士会等の関係機関・団体が連携・協力し、様々な食育推進のための事業を実施するとともに、家庭に対する効果的な働きかけの方策等の実践的な調査研究や食育に関する情報発信等を行う。

また、栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの重要性等への理解を深めることができるよう、保護者や教職員等を対象とした食育の普及啓発や栄養教諭による実践指導の紹介等を行うシンポジウムを全国各地で開催する。

#### (青少年及びその保護者に対する食育推進)

食育を通じて青少年の健全育成を図るため、青少年育成に関するイベ

ントや情報提供活動等において食育の普及啓発を推進する。

## 2. 学校、保育所等における食育の推進

### (1) 現状と今後の方向性

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に重要な役割を果たしている学校、保育所等は、その改善を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。また、子どもが食の大切さや楽しみを実感することによって、家庭への良き波及効果をもたらすことも期待できる。このため、家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。

### (2) 取り組むべき施策

学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

#### (指導体制の充実)

平成17年度から制度化された栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職である。また、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である。このため、その重要性についての普及啓発を進めるとともに、全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会等を開催すること等により、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する。また、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的・計画的に推進する。さらに、食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付し、各学校での指導の充実に役立てるとともに、学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催するなど意識啓発等を推進する。

#### (子どもへの指導内容の充実)

学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施する。

なお、学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

これらの取組を踏まえ、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

#### (学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組

を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。

#### (食育を通じた健康状態の改善等の推進)

食育の推進を通じて子どもの健康状態の改善や学習等に対する意欲の向上等を図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、その成果を生かした効果的な指導プログラムの開発を推進する。また、子どもへの指導においては、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及し、その実践を図る。

#### (保育所での食育推進)

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の多くの時間を過ごすところであり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験や指導を通じ、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図ることが重要である。

このため、平成16年3月に作成・公表した「保育所における食育に関する指針」を参考に、保育所において、所長、保育士、栄養士等の協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行う。また、保育所の関係者は、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

### 3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

#### (1) 現状と今後の方向性

健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上では、運動習慣の徹底等とともに食生活の改善が大切である。このため、家庭や学校、保育所等と連携しつつ、地域における食生活の改

善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

## (2) 取り組むべき施策

地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し国民の健康を増進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

### (栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践)

日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進するため、シンポジウムの開催やマスメディア等の多様な広報媒体等を通じて、米や野菜、果実、牛乳、きのこ類、魚介類等に関する情報提供等を行う。

### (「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進)

国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として平成12年3月に決定・公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

また、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストを交えて分かりやすく示した「食事バランスガイド」を平成17年6月に決定・公表したところであり、日々の生活においてこれが活用されるよう関係機関や関係団体はもとより、小売や外食、職場の食堂等を通じて国民への浸透を図る。

### (専門的知識を有する人材の養成・活用)

国民一人一人が食に関する知識を持ち自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図るとともに、学校、各種施設等との連携の下、食育の推進に向けてこれらの人材やその団体による多面的な活動が推進されるよう取り組む。

また、地域において食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、地域において栄養指導に当たる管理栄養士等の資質向上を図るため、研修会等を開催

する。

#### (健康づくりや医学教育等における食育推進)

食育を通じて生活習慣病等の予防を図るため、保健所、保健センター、医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、食生活を支える口腔機能の維持等についての指導を推進する。また、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図る。

さらに、医学教育等においては、食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた取組を推進するよう努める。

#### (食品関連事業者等による食育推進)

食品関連事業者等は、食育に関心を持っていない人々も含めた消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進のための活動について、積極的に取り組むよう努める。

その際には、従来から取り組んでいる工場見学の実施や情報提供等についても、食育の推進という視点からの見直しや充実に努める。

特に、消費者への情報提供に当たっては、消費者の適切な食の選択に資するよう、科学的知見に基づき分かりやすく客観的な情報の提供に努める。

また、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

## 4. 食育推進運動の展開

### (1) 現状と今後の方向性

食育については、従来、国や地方公共団体、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体等様々な関係者がそれぞれの立場から取り組んできたが、食をめぐる問題を払

拭するには至っていない。また、食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況にもある。このような状況を打開し、食育を国民運動として推進していくためには、これらの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要である。このため、男女共同参画の視点も踏まえて全国的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要がある。

## (2) 取り組むべき施策

食育推進運動の全国的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、国民運動として食育を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

### (食育月間の設定・実施)

国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定め、各種広報媒体やイベント等を活用してその周知と国民への定着を図る。具体的には、全国規模の中核的なイベントを毎年開催地を移しながら開催するとともに、各地でも地域的なイベント等を行う。また、家庭、学校、保育所、職場等に対しては、これを食育実践の契機とするよう呼びかける。

### (継続的な食育推進運動)

さらに、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と定めるほか、食育の考え方等が広く国民に認識されるようキャッチフレーズを活用するとともに、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかけるなど、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施する。これに当たっては、子どもと保護者のみならず、食育への関心が薄い世代等に対する普及啓発にも十分配慮しつつ取り組むこととする。

### (各種団体等との連携・協力体制の確立)

食育推進運動は、関係者がそれぞれの立場から取り組むとともに、関係者が連携・協力することでより大きな成果が期待できる。このため、

国や地方公共団体と食育を推進する各種団体やボランティア等が連携し、一体的な食育推進運動を展開することができるよう、これらの団体等の全国的かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、国民運動として食育を展開していくための活動を推進する。また、地域においても同様に、地方公共団体と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育を推進することができるよう、地方公共団体を中心とした協力体制の構築等を推進する。

#### （民間の取組に対する表彰の実施）

民間の団体等が自発的に行う活動が全国で展開され、関係者間の情報共有が促進されるよう、民間の食育活動に関する表彰を行う。

#### （国民運動に資する調査研究と情報提供）

効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に活用するため、食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究を行うとともに、その成果を公表する。

また、食育の関係者はもとより、広く国民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取組状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

さらに、様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として促進するため、全国各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供する。

#### （食育に関する国民の理解の増進）

食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、一人でも多くの国民が自ら食育に関する活動を実践できるようきめの細やかな広報啓発活動を展開する。これに当たっては、高齢者、成人、子どもといった世代区分、その置かれた生活環境や健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体を通じて提供される食に関する様々な情報について、これに過剰に反応することなく、科学的知見に基づいた正しい知識による冷静な判断をすることの重要性が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組む



こととする。

(ボランティア活動への支援)

食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを国民に適切に浸透させていくためには、国や地方公共団体による取組だけでなく、国民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食品の安全性等食に関する基本的な知識等の向上を図りつつその取組の活発化がなされるよう環境の整備を図る。

特に、食生活改善推進員をはじめ、食に関し豊かな知識や経験を有するボランティアが行っている親子料理教室等の体験活動や様々な普及啓発活動等の草の根活動としての健康づくり活動を促進する。

## 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

### (1) 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であることから、生産者と消費者との「顔が見える」関係の構築等によって、交流を促進していくことが必要である。また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、人々のふれ合いや地域の活性化を図るためにも、その積極的な活用が望まれる。さらに、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められている。このため、生産者と消費者との交流の促進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等に資するよう、適切な取組を行う必要がある。

### (2) 取り組むべき施策

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することによりそれらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進等を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた都市住民への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進する。

また、都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備等を推進する。

(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。

また、食料の生産から消費に対する消費者の関心と理解を深めるため、地域の実情に応じたパンフレット等を作成・配布するとともに、出前講座やイベント等による情報提供等を行う。

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者やその関係団体は、学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(地産地消の推進)

生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する国民の理解と関心の増進等を図るため、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する地産地消を全国的に展開する。このため、各地域において、地方公共団体、生産者団体、消費者団体等の関係者による地産地消を推進するための実践的な計画の策定・実施を促進する。また、地産地消活動の核となる人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等を推進するとともに、地産地消の核となる直売施設や消費者との交流施設の整備等

を進める。

#### (バイオマス利用と食品リサイクルの推進)

地域で発生・排出されるバイオマス資源を当該地域でエネルギー、工業原材料等に変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築していくため、平成18年3月に決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、各地域におけるバイオマス利活用計画の作成、バイオマスの変換・利用施設等の整備等を促進するとともに、バイオマスの変換・利用技術の開発を進め、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を図る。

また、食品リサイクルに関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性等を普及啓発するためのパンフレット等を作成・配布するとともに、セミナー等の開催を推進する。

さらに、家庭における食生活の実態、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施する。

### 6. 食文化の継承のための活動への支援等

#### (1) 現状と今後の方向性

南北に長く、豊かな自然に恵まれ、さらに海に囲まれた我が国は、四季折々の様々な食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化が形成されてきた。このような我が国の豊かで多彩な食文化は、世界に誇ることができるものである。しかしながら、海外から様々な食材や料理等がもたらされるとともに、食の外部化等が進展する中で、栄養バランスに優れた「日本型食生活」や、地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

#### (2) 取り組むべき施策

我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。